

第三集会所使用料金表

令和2年4月1日

室名	使用時間	午前	午後	夜間	全日
		9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00 ~21:00	9:00 ~21:00
2階C会議室 28畳		1,300	1,300	1,400	3,000
D会議室 10畳		600	600	700	1,500
E会議室 10畳		600	600	700	1,500
1階A会議室 20畳		900	900	1,000	2,200
B会議室 18畳		700	700	800	1,800
調理室 5畳		500	500	500	1,200

(注意事項)

使用に当たっては、管理規則第2条(目的)、第7条(使用許可の制限)、第8条(使用者の遵守事項)及び第9条(損害の補償)に反することのないよう留意すること。

(特別料金等の取決め)

- * 塾の経営その他指導者が報酬(月謝)を受けている場合、もしくは羽曳が丘町会連合会に所属する町会以外の住民や団体が使用する場合は、上記料金の200%とする。
- * 業者が営業・宣伝のために使用する場合は、上記料金の300%とする。
- * 連合会役員会、理事会及び連合会に所属する町会が、町会役員会や町会総会で使用する場合は無料とする。また、緊急避難の場合も同様とする。
- * 葬儀使用の場合は、2日間で50,000円とする。(使用範囲は1階および2階E会議室とする。)ただし、他の部屋については先約がなければ、上記料金で利用可能とする。また、夜間の利用については、全日の部の使用料金と同額とする。
- * 使用申請は3ヶ月前の最初の受付日から申込順に受付けるものとする。ただし、定期的な使用者で200%の特別料金を支払うものについては、6ヶ月前から受付けるものとする。